



Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中正治
ワシントン駐在員事務所 所長
(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.co.jp

2006年2月14日

ワシントン情報 (2006/No.010)

対中国通商、為替相場問題に苛立つ米国連邦議会

注目されていた米通商代表代表部 (USTR) の「対中貿易点検報告書」が本日発表された。拡大を続ける米国の対外貿易赤字、とりわけ対中貿易赤字の拡大を背景に、中国の知的所有権侵害や依然硬直的な人民元相場制度への不満も加わり、米国連邦議会では中国を標的にした各種法案をめぐる動きが再び活発化しつつある。11月の中間選挙に向けてこうした動きが強まると予想される。

【拡大一途の貿易収支赤字と対中赤字】

2005年の対外貿易赤字はモノとサービスの取引を合計した国際収支ベース (季節調整済み) で7258億ドルに達し、2004年の6176億万ドルから17.5%増加した (商務省発表)¹。貿易相手国別でみると、赤字額が最大の中国に対する貿易赤字額 (通関ベース、季節調整前) は2004年の1619億ドルから2016億ドルに24.5%増加し、全体の赤字と共に4年連続の更新記録となった。個別品目では、2004年末に世界貿易機関 (WTO) 繊維協定に基づいて繊維製品の輸入割当が廃止された結果、中国からの繊維製品輸入が昨年42.6%と急増している。

【対中貿易、知的財産権侵害、増大する不満】

連邦議会では昨年、中国政府による人民元改革を目的とした対中報復関税法案や対中相殺関税法案などが立て続けに提出され (後述)、中国を標的にしたアクションを求める動きが広まった。昨年7月に中国政府が人民元相場を対ドルで2%切り上げた後、議会の夏期休暇入り、秋のハリケーン・カタリーナ被害をめぐる対応などに紛れ、中国問題を巡る議会の動きは一時下火になったように見えた。しかし年明け後、11月の中間選挙を意識した動きが開始されると同時に、2005年の対外貿易赤字の発表も受けて、対中国を巡る動きが再燃している。

もうひとつの火種は、中国で横行している知的財産権侵害と本件をめぐる中国政府の取り組みに対する米国サイドの不満である。米国は日本やEU諸国と共に、WTOの「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)」の第63項に基づき、中国政府に対して1月23日までに知的財産保護法の施行について報告するよう求めていた。しかし、中国政府は国内での法施行状況に関する詳細情報の提供を拒んだことが、米国側の大きな不満となっている。Victoria Espinel USTR 代表補 (知的財産権担当/代行) は2月9日、「中国の知的財産権

¹ 商務省データは以下の URL で参照。

<http://www.bea.gov/bea/newsrelarchive/2006/trad1205.pdf>

Washington D.C. Representative Office



侵害に関して、選択肢がなくなってきている」と述べ、WTO 紛争解決パネルへ訴える可能性を示唆した。

【議会における中国を標的にした諸法案】

議会では以下のような中国を標的とした各種法案可決に向けての動きが活発化しつつある。

* 議会通商執行局（CTE）設立法案

民主党は「Bush 政権の対中貿易政策の無策」への批判を強めている。下院歳入委員会では、民主党メンバートップの Charles Rangel 議員（NY）が議会に不正貿易慣行を調査することを目的とする議会通商執行局（Congressional Trade Enforcer: CTE）を設立する法案を提出した。現行法の下では通商代表部（USTR）が不正貿易慣行について調査を行う権限を有しているが、同法案は同権限の一部を議会に移管することで、通商政策における議会の影響力を強化する目的がある。

同法案によると、CTE は議会予算局（CBO）同様に独立局として機能し、不正貿易慣行の事実が認められれば、USTR に対して WTO などの紛争解決処理プロセスの開始を命じる権限を持つ。USTR が 45 日以内に当該措置をとらなければ、議会は採決によって WTO に苦情を申請するかどうかを決めることが出来る。また同法案は、不公正貿易国の特定と制裁について定めた通商法スーパー301 条を復活させ、CTE に不公正貿易国を特定する権限を与える内容となっている。

Rangel 議員は法案提出に際し、Clinton 政権下では毎年平均 11 件が不公正貿易慣行として WTO 紛争解決パネルに持ち込まれたが、Bush 政権下では過去 5 年間に僅か 13 件しか WTO 訴訟に持ち込まれていないと指摘。中国の知的財産権侵害や為替問題などの解決に向けて「Bush 政権は何もしていない」と厳しく批判した。同法案は現時点では民主党議員の間でしか支持を得ておらず、成立の可能性は低いだが、11 月の選挙を意識して共和党議員も保護主義的な動きに追随するようになれば、法案の可決もありうると言われている。

* 対中通商法案（報復関税法案、相殺関税法案）

Charles Schumer 上院議員（民 NY）と Lindsey Graham 上院議員（共 サウスカロライナ）は昨年 2 月、中国が人民元の切り上げを行うまで中国からの輸入製品に 27.5% の報復関税を課すことを定めた対中報復関税法案（S.295）を提出した。昨年 67 人の上院議員の支持を得ていた同法案は、昨年夏に中国政府が人民元相場を切り上げて以来、審議が一旦ストップしていた。

この度 Graham 上院議員は 9 日、Schumer 上院議員と共に 3 月第 3 週に訪中し、中国政府要人と米中通商問題、及び人民元改革について協議を行う予定であると発表。上院本会議では、同法案を 3 月 31 日までに採決にかける見通しとなっており、両議員の訪中結果が法案採決に大きな影響をもたらすものと予想されている。



また上述法案とは別に、Phil English 下院議員（共和黨）が提出した対中相殺関税法案（H.R.3283）は、昨年7月に下院本会議を通過している。同法案は米関税法を改正し、中国のような「非市場経済国」からの輸入品も相殺関税の適用対象とする内容となっている。

上院で貿易関連法案を所管するのは財政委員会であるが、Charles Grassley 上院財政委員長（共和黨）は上述の2つの対中通商法案に反対している。しかしながら同委員長は、高まる対中貿易への懸念を解消するためにも、独自の法案提出を検討しており、近いうちに何らかの対中通商法案が可決される可能性は高い。

*対中 P-NTR 取り消し法案

中国を標的にした最も最近の動きとしては、対中 P-NTR 取り消し法案が注目されている。Graham 上院議員と Byron Dorgan 上院議員（民主党）は9日、米議会が2000年に中国のWTO加盟に向けて中国に付与した恒久通常通商関係（P-NTR：最恵国待遇（MFN））を取り消し、以前のように毎年議会が対中通常通商関係の付与を審議することを定めた法案を提出した。反中国法案（Anti-China Legislation）とも呼ばれる同法案は、現在のところ可決の可能性は低いと見られている。しかし同法案は保護主義に偏りがちな民主党議員だけの支持だけでなく、共和党議員を含んだ超党法案であること、また共和党多数派の間でも中国の人民元問題と知的財産権侵害に不満を募らせている議員が増えつつあることから、可決の可能性はゼロではない。

【11月の中間選挙に向けて強まる見込みの対中圧力】

今後、対中貿易の観点から注目される大きなイベントは以下の通り。

- ①今週上下両院で開催予定の通商問題関連公聴会（Rob Portman USTR 代表が証言予定）
- ②Schumer、Graham 両上院議員の訪中
- ③USTR が毎年3月末に発表する外国市場障壁報告（NTE レポート）
- ④4月15日発表予定の財務省の為替報告書
- ⑤4月24日に予定されている胡中国首相の訪米、及び米中首脳会談

なお、本日 USTR が発表した「対中貿易点検報告書」²では、概ね予想されていた通り、中国の貿易慣行を批判するトーンが厳しくなった。ただし Portman USTR 代表は「対中貿易政策を再調整する時が来た」と述べる一方で、具体的な手段の提案を行うには至らなかった。当地の議会ウォッチャーの1人は、「中国は当面同報告書を見無視し、胡首相の訪米直前にまた僅かばかりの人民元切り上げと知的財産権保護強化の約束で乗り切ろうとする」のではないかと見ている。Bush 政権は上記法案の成立を求める動きや、財務省の為替報告書で中国を「為替相場操作国」に指定することを求める動きから、中国を擁護することにうんざりし始めているとも言われている。米中関係は当面ギクシャクした展開が予想される。

（担当：松村詩子）（e-mail address：umatsumura@us.mufg.jp）

² 報告書は以下サイトで閲覧可能。

http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2006/asset_upload_file921_8938.pdf

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/>

(表 1) 米国の対外貿易赤字



(出典) 商務省

本レポートは信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。